

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法
施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 租税特別措置法施行令 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 令和 年 月 日 (ハ) 新築 } が
{ (ニ) 取得 }

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の携帯番号	

令和 年 月 日

中土佐町長 池田 洋光 印

住宅用家屋証明書

新築家屋等を取得した際に税制上の優遇を受けるために必要な証明になります。

住宅用家屋証明書

新築→

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令 特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法
施行令

特定増改築→

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

新築で長期優良ではないなら
これに○する。

新築で長期優良ならこれに○する。

の規定に基づき、下記の家屋

令和6年3月1日

(ハ) 新築

(ニ) 取得

が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	中土佐町久礼6663-1
申請者の氏名	中土佐 太郎
家屋の所在地	中土佐町久礼6663-1
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の携帯番号	070-xxxx-xxxx

連絡がつく携帯番号をご記入ください。

令和 6 年 4 月 2 日

★提出書類 (△は該当がある場合に添付する)

書類名	①新築	②建売	③中古	④増改築
申請書および副本	○	○	○	○
建築工事届出証明もしくは、建築確認済証又は検査済証	○	○		
登記事項証明書もしくは登記完了証	○	○		
世帯全員の住民票	○	○		
売買契約書、売渡証明書		○	○	○
家屋未使用証明書 (業者が発行する原本)		○		
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するなら、申請書の副本及び認定通知書	△	△		
区分所有建物なら耐火あるいは準耐火建築物など耐火能力がわかる書類	△	△		
建築後、一定期間経過 (木造軽量鉄骨20年超、それ以外25年超) しているなら以下のいずれかの証明等 ・耐震基準適合証明書 (取得の前2年以内に調査が終了したものに限る。) ・住宅性能評価書 (取得の前2年以内に評価されたもので耐震等級1以上であるものに限る。) ・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証証明書 (取得の前2年以内に締結されたものに限る。) 昭和57年1月1日以降に建築された家屋であれば、上記書類は不要			○	○
給排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事費が50万円を超えている場合 ・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証証明書				△
増改築等工事証明書 (建築士等が発行する原本)				○